

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

(第 1227 回 非公開会合)

1. 日 時 令和6年2月16日(金) 10:30~12:10
2. 場 所 原子力規制庁内会議室
3. 出席者
 - 原子力規制委員会 石渡委員
 - 原子力規制庁 大島原子力規制部長、内藤安全規制管理官(地震・津波審査担当)、
野田安全管理調査官 他5名
 - 中国電力(株) 北野代表取締役副社長執行役員 他8名
4. 議 題
 - (1) 中国電力(株) 島根原子力発電所2号炉の特定重大事故等対処施設に係る
敷地の地質・地質構造について
 - (2) その他
5. 配布資料
 - 資料1 島根原子力発電所2号炉
特定重大事故等対処施設設置位置付近の地質・地質構造(コメント回答)
(※非公開)
6. 議事概要
 - (1) 中国電力(株)から、令和4年2月28日の設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)のうち、敷地の地質・地質構造に関する第1133回審査会合(令和5年4月7日)、第1172回審査会合(令和5年7月28日)、現地調査(令和5年8月29日)及び第1200回審査会合(令和5年10月26日)における、特定重大事故等対処施設設置位置付近に分布するシーム(層面すべり断層)以外の断層の活動性評価等に係る指摘に対し、回答があった。なお、特定重大事故等対処施設設置位置付近で新たに確認されたシームの活動性評価については、第1200回審査会合において概ね審議済みである。
 - (2) 石渡委員及び原子力規制庁は、特定重大事故等対処施設に係る敷地の地質・地質構造に関し、以下の内容について説明することを求めた。
 - ① 当該施設底面に認められたシーム以外の断層の活動性評価については、活動性

評価の対象となる全ての断層を同じグループと整理し、一本の断層に代表させて活動性を評価するには根拠が十分ではないことから、断層ごとに活動性を評価することとし、資料構成も個別の断層ごとにその根拠となるデータを示すよう見直すこと。また、個別の断層の評価結果については、説明性向上の観点から、一部記載を適正化すること。

- ② 評価フローについて、上記①の指摘を踏まえた流れになるよう適正化するとともに、既許可評価及び特重申請のそれぞれの段階における調査結果を踏まえたものとなっていることが分かるよう、修正すること。

(3) 中国電力（株）から、了解した旨の回答があった。

※ 配布資料は、行政機関の保有する公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。